

女性労働通信

発行 女性労働問題研究会 NO.68 2022/7/25

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル9F

(事務局) 株式会社 毎日学術フォーラム

Tel 03-6267-4550 Fax 03-6267-4555

E-mail maf-ssww@mynavi.jp HP <http://ssww.jp/>

<目次>

- ・代表あいさつ……………P1
- ・「研究例会1」報告&アンケート結果……………P2~4
- ・北海道ジェンダー研究会例会報告……………P4
- ・「フェミ科研費裁判」の不当判決に想う……………P5
- ・第37回女性労働セミナー案内…P6
- ・企画編集委員会報告……P7
- ・常任委員会・拡大常任委員会報告P8

「新しい資本主義」で女性はどうなる？

代表 竹信三恵子

岸田首相の「新しい資本主義」が話題です。特に目立つのは、女性の賃金に関わる項目が随所にちりばめられていることです。

たとえば、6月7日に公表された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、「多様性の尊重と選択の柔軟性」の項目の中に、「男女間の賃金差異の開示義務化」が含まれています。

また、「人への投資と分配」として「介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し」が含まれ、「介護・障害福祉職員、保育士等や、コロナ対応等を担っている看護師等の収入を3%程度引き上げる措置を講じた」とされ、今後も待遇改善を検討するとされています。

コロナ禍では、これらのケア労働者に過大な負担がかかり、それが今回の措置の背景にあるようです。また、コロナ禍で増えたとされる女性の正社員の3分の1程度は医療・福祉関係が占めており、こうした「女性が多い専門職」の賃上げは、女性の経済的自立に大きな影響をもたらします。

ただ、取材すると「3%、9000円相当」とされる賃上げは、ほとんど現場に届いていません。たとえば保育職場では、配置基準に合わせて支給されるため、基準を超えて保育士を配置している良心的な施設では支給額が低くなります。

公的保育所で1年有期の公務職である会計年度任用職員などの形で働いている保育士については、申請そのものを見送る例も多く、東京では、労組の要請に対し、23区中22区が申請しないと回答しています。自治体行革の中でその後の財源確保が不透明なため、一時的な支給ではその後の見通しが立たないとして、二の足を踏んだ自治体が多かったようです。

介護施設でも、介護サービスの種類によっては低額しか支給されず、また、介護士以外の職員への加算もないため、一人当たりへの支給は9000円に届かない例が相次いでいます。そんな状況に、現場からは「結局は選挙向けのパフォーマンスではないのか」という冷めた声も出ています。

今年のセミナーは、このようなケア労働者の賃上げの実態を切り口に「新しい資本主義」が、本当に女性労働者への分配の強化と経済的自立を実現するのかを検証してみたいと考えました。

開催は、9月24日(土)を予定しています。会員の方々からのご要望を受け、リアルとZoomのハイブリッド開催を準備してきましたがコロナ拡大のため断念し、Zoomのみでの開催といたします。詳細は、6ページの案内とチラシをご覧ください、ぜひご参加ください。



「研究例会1」報告（池田資子 会員）

5月29日(日)オンラインで研究例会1を開催した。竹信代表挨拶の後、清山玲さん(茨城大学教授・会員)が講演した。テーマは「雇用における『結果の平等』と雇用・社会保障・税制改革―第五次男女共同参画基本計画に関連して」だった。

ポイントは次の4点である。1)均等法から35年、経済分野のジェンダー平等は世界水準に大きく立ち後れている。2)第五次男女共同参画基本計画には、人生100年時代の暮らし働き方を提唱したが、数値目標に雇用格差是正が欠如している。3)女性の経済力・担税力向上を阻害する制度が残存している。4)いま職場も社会インフラも、共働き・単身者を想定した仕様への変革が経済社会にとって必要である。

1)に関しては、ジェンダーギャップの実態をデータで確認し、賃金格差を賞与含みの時間給ベースで比較するよう主張する。フルタイム非正規女性の時間給は短時間労働女性の時間給より低い実態がわかる。

2)に関しては、期待し評価しているとし、①人生100年時代の働き方・暮らし方の改革②非正規雇用の待遇改善と正規雇用への転換促進③デジタル社会と働き方の3項目に言及した。①では女性が働く意義を個人の生き方尊重と経済社会にとっての必要性の両面で強調している。②では正規・非正規間の賃金格差是正、無期雇用転換、社会保険拡大、長時間労働規制の拡大があげられる。③はDX*で仕事も働き方も変わり、女性の職域拡大が期待される。しかし、

第五次共同参画基本計画を全体的に評価すると、基本的な方針と本文に横たわるズレ、目標値の低さや目標値がないものもある。政策効果の確認・達成度のチェックに関し疑問があると言う。

3)これまで余り取り上げられてこなかった担税力について、女性が活躍し、就労によって経済的に自立可能になると、職場にも社会にも好循環が生じ社会保障の水準も上がるとみる。必要なのは勤労と納税の義務を果たせる労働指向の政策パッケージである。女性の勤労収入増により、個別の家計にも国や地方の財政にも貢献できる力をつける必要がある。

4)また、労働促進的な制度への転換に伴い、例えば扶養控除廃止により非課税から課税世帯となる層の負担増への配慮、人生設計を変える事が困難な層への配慮が必要だと述べた。

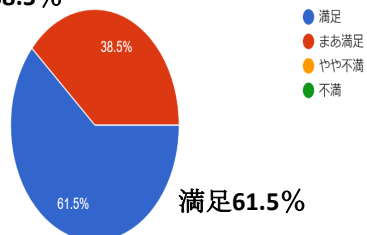
清山報告を受けて、コメンテーターの金井さん(埼玉大学教授・会員)が、「労働分野のジェンダーギャップはなぜ固定化されるのか?」と題して話した。ILO条約・EU指令のパート規制は「パートタイム労働者」であることのみに基づく差別を禁止している。日本は、非正規と正規の区分と処遇格差において、職務内容でなく、企業拘束力の高低により待遇が異なる制度になっている。このような日本型均衡処遇ルールの考え方がジェンダーギャップを固定化する原因ではないかと指摘した。

閉会の挨拶は福島副代表が行った。参加者31人。事後のアンケートには担税力に関するご意見や体験から「参加」と「参画」の違いについて感想が述べられている。(*; デジタル・トランスフォーメーション)

研究例会1 アンケートから

1. 全体を通しての評価(13件の回答)

まあ満足38.5%



2. 報告内容についての評価(13件の回答)

まあ満足46.2%



3 質問・感想 (12 件の回答+1件メール)

- 時機を得た企画だと思います。具体的な事例が使われ、わかりやすかったです。
- ジェンダー平等の実現には女性の経済的自立が必要だと思う。「勤労権を保障し、労働促進的な税・社会保障制度への改革、WLBのできる職場、仕事と両立できる社会福祉が必要」という清山さんの指摘の実現に向けてとりくみを強めたい。女性の半数以上が非正規で一人では生

きられない低賃金、大きな男女賃金格差などの解決に向けて、性別役割分担の打破、労働時間の短縮、保育や福祉の公的拡充、非正規は臨時的な仕事に限定し正規化するなどとともに、女性を低賃金に誘導する、配偶者控除や特別控除、第3号被保険者制度などについても配慮が必要な世帯への措置を行いながらなくしていく必要があると思う。清山さんのお話はジェンダー平等社会への方向性が的確に示されてよかった。

3 質問・感想(続き)

- 担税力を上げる話と性に中立的な税制度の話セットで聞きたかった。今回の岸田首相肝いりの介護職9,000円アップも時間単価に反映させたら、働き時間を調整するとヘルパー不足を加速するとして、交付金の申請をしなかった小規模事業者が存在する。103万の壁は大きい!
- 女性の担税力という言葉が刺激的でした。女性は働くべきという過去の論争を思い起しました。
- 私はある行政機関で、30年以上、税を担当していましたが、女性の担税能力を上げるという考えには賛成できません。消費税を取り上げるまでもなく、「税金は貧乏人から取り上げるべし」という権力・支配階級、行政の考えを改めさせる取り組みがあってこそその考え方です。その表明がなく、一般的に女性の担税力について論議するのはたいへん危険です。税は直接の反対給付がなく、いわば「やらずぶったくり」の世界です。ある意味「泥棒」と同じです。既に、戦後、日本の税制にコミットした「シャウプ勧告」の理念はどこかに飛んでしまいました。この方、シャウプ勧告とか、どのくらいご理解しているのでしょうか? あと、どなたから、技術はイデオロギーとは無関係という趣旨の発言があったかと記憶しています。これにも異議を唱えます。例えば、現在、皆さんが何気なく使っているインターネットも元々軍事利用が目的でした。軍事はイデオロギーそのものですよね。もう少し、勉強なされたほうがよろしいですね。
- 1) 20日に岸田首相が表明し、近く正式決定されると報道された原案、27日に政府から出された「女性版骨太方針2022」の狙い、問題点もすこし言及があればよかったですと思います。狙いが気になります。2) 男女共同参画という言葉、福島さんがおっしゃったと同じことが、八王子の「男女共同参画条令策定検討委員会」で問題になり、パブコメでは多数の市民から、ジェンダー平等条例あるいは男女平等条例にすべきとの意見が寄せられたばかりです。全く私も同意見です。
- 「結果の平等」は日本の現在の課題であると思います。経済上のジェンダーギャップを縮めるために求められる女性管理職の比率30%という目標はまだ達成されていないが、高い目標を掲げることが必要であるという主張は印象に残りました。生命保険会社では、転勤と昇進が切

り離される状況が生まれるなど、前進がみられるという例をあげられていました。正規と非正規の間の不合理な待遇差を禁止する法律はできたが、賃金格差や所得格差是正の目標数値が入っていないことは問題で、所定内給与だけでなくボーナスも含めての「賃金格差の見える化」が必要という指摘は重要と感じました。女性の就業率の上昇では、「内助の功」評価ではなく、女性の経済的自立を導く方向での税・社会保障制度・職場慣行が一体となった改革が必要という主張は、シングルマザーの貧困を解決するという点からも納得できました。報告者は、政府は「腹をくくっていない」とみています。コメンテーターの金井郁さんが指摘された企業側の雇用区分によって待遇上の格差が生じる現状から脱却するためには、労働者の権利や労働の価値が高められなければならないと感じました。

- 非正規雇用が増大し、90年代後半頃から雇用女性の平均賃金・年収が低下し続けている現実とやっと、今頃政府は女性の経済的自立を言い始めていることに、もどかしさを感じている。この具体的な実態と第5次計画の問題点が指摘されたのは良かった。フィンランドでは、1970年代に政府がすべての女性の経済的自立を掲げ、育児の社会化を進めた。半世紀遅れてのジェンダー平等施策だが、確実に前進させたい。
- 日本が、経済分野で、特に女性の賃金をはじめとするジェンダー平等が大きく立ち遅れていることが、リアルに理解できた。均等法から35年経ってもいまだに労働の場での女性の地位は上がらない。女性を低賃金で活用するための、名ばかり「女性活躍」では女性の地位向上は絵にかいた餅と同じ。女性が一人の人間として経済的自立をいうのであれば、併せてワーク・ライフ・バランスの支援(様々な制度の確立など)は不可欠です。今年は、各都道府県や市町村でのプランの改定作業もあるのではないかと思います。プランの中では、女性労働に関する施策が不十分なので、パブコメにも意見を出していく必要があると思います。
- 会員以外の傍聴者です。研究例会でしたが、会員の方の中であまり議論がなかったのが、残念でした。内容は理解できましたが、議論をする論点がどこなのかわかりませんでした。

4 『女性労働研究』第66号の感想（9件の回答）

- 「コロナ禍で顕在化した女性労働」の特集は日韓の女性労働者に共通する問題が明らかになった。韓国的女性労働運動から学ぶことも必要。たくさんの記事を入れたいということはよくわかるが、毎号いろいろなことを詰め込みすぎでは…。もう少し文字のサイズが大きい方が読みやすい。
- 特集1は昨年シンポについてのもので、日韓の女性労働者の抱える問題の共通性と異質性を再確認できた。特集2では、主に女性が関わるケア労働などの場面での問題点について知ることとなった。遅れた事態に慣れすぎて、それが当たり前という空気になっていることを反省し、解決のための活動・実践を積み上げる必要を感じた。
- 貴雑誌はずっと参考にさせていただいています。女性労働については課題は多いとはいえ、変化はあり、これからだ！という面もあると思いますので、長く続けていただきたいです。40代以

下の女性研究者の女性労働に関する研究全般、40代以下の女性研究者の女性労働に関する法律的な観点の研究に興味があります。

5 『女性労働研究』で取り上げてほしいテーマ等（8件の回答）

- ①介護保険制度の改悪と介護労働者。介護を取り巻くさまざまな問題
- ②女性の経済的自立を妨げている諸要因（性別役割分担、非正規化、長時間労働、不十分な保育や介護の問題など）の具体的な分析と解決への課題。
- ③均等法35年、女性労働者の働き方の変遷（女性の地位は上がったのか）
- ④DVなどから避難してきた女性を支援する団体の取り組み、シェルターの実態、運営など支援団体の取り組み、当該の女性、補助金を出す行政などをレポートすると、いろいろ見えてくると思います。
- ⑤岸田内閣の女性労働政策の本質を見抜き、労働におけるジェンダー平等の実現の指針・方向づけを示せるもの。
- ⑥業種別の男女の賃金格差、女性の再就職をめぐる問題。
- ⑦労働安全衛生法、事務所則の改正について。
- ⑧特になし

北海道ジェンダー研究会 例会報告

コロナで対面が難しくなり、昨年からはZOOMで例会を開いています。これまでと同じく、2ヶ月に1回のペースです。1回の参加者は、8～12名です。例会では、年度初めに会員が推薦した本から候補を絞り、報告者を決めて読書会形式で感想を述べ合っています。また、会のメンバーが執筆した『北海道社会とジェンダー』（2013年発行、当時の名称は札幌女性問題研究会）の続編を出版することになり、それに合わせて研究発表もしています。とりあげた書籍は、以下のように、会員の著書を含め、この1、2年に出版された本や論文が中心です。

2021年は、10月の研究発表を除くと、（2月）林美枝子『介護人類学事始め』明石書店2020年（会員著書）、（4月）横山登志子・須藤八千代・大嶋栄子『ジェンダーからソーシャルワークを問う』図書出版ハウレーカ2020年、（6月）ジョアン・C・トロント（岡野八代訳）『ケアするのは誰か？新しい民主主義のかたちへ』2020年、（8月）周燕飛『貧困主婦』新潮社2019年、（12月）鈴木彩加『女性たちの保守運動—右傾化する日本社会のジェンダー』人文書院2019年を取り上げました。

2022年は、（2月）元橋利恵『母性の抑圧と抵抗—ケアの倫理を通して考える戦略的母性主義』晃洋書房2021年、（4月）戒能民江・堀千鶴子『婦人保護事業から女性支援法へ』信山社2020年、（6月）中園桐代『シングルマザーの

貧困はなぜ解消されないのか—「働いても貧困」の現実と支援の課題』勁草書房2021年（会員著書）（『女性労働研究』第66号に吉中季子会員の書評紹介掲載）を終えたところです。今後は、（8月）大森真紀『性別定年制の史的研究—1950年代～1980年代』法律文化社2021年、（10月）ブレイディみかこ『他者の靴を履く』文藝春秋2021年、（12月）『女性労働研究』第66号2022年の所収論文を予定していません。

例会で取り上げることで、気がつかなかった分野の文献や、一人では読む予定がなかった本に出会うことも多く、個人としても勉強になります。全体では、研究会メンバーが、ジェンダーへの視点を共有し、現在の問題点や課題を認識することで、「憲法カフェ」や本の出版等の活動が可能となっています。

「憲法カフェ」については、「女性労働通信」で毎年ご報告してきました。昨年度の活動内容は、66号に中園桐代会員がまとめてくれました。今年の11月の「憲法カフェ」では、4月の読書会での勉強成果を踏まえ、「困難女性支援法」に関連したテーマをとりあげる予定で準備しています。また、『北海道社会とジェンダー2』（仮題、タイトルは検討中）は、北海道社会を起点にジェンダー問題を再考する観点からテーマを選び、8名が執筆しています。今秋に明石書店から出版されることが決まり、校正作業が始まったところです。

（報告 加藤喜久子 会員）

「フェミ科研費裁判」の 不当判決に想う

2022年5月25日、京都地裁は「フェミ科研費裁判」に対して、原告の訴えを「全面棄却」するという不当判決を下した。

「フェミ科研費裁判」とは、2019年2月12日に京都地裁に提訴された裁判で、原告は「ジェンダー平等社会の実現に資する研究と運動の架橋とネットワーキング」研究グループの共同研究者（牟田和恵、岡野八代、伊田久美子、古久保さくら）。杉田水脈・自民党衆議院議員が、この科研費や牟田や岡野を名指して、さまざまな誹謗中傷～「慰安婦」問題を扱った研究を「ねつ造」と決めつけ、「社会運動に不正に研究費を流用している」と誹謗し、さらに「反日」というレッテルを多用して「国益を損ねる」研究に科研費を助成するのは問題だと SNS や各種メディアで繰り返したことに対して、名誉棄損であると、謝罪と賠償を求めたものである。

京都地裁の判決は、地裁自らが歴史修正主義の立場に立っているような、しかもいずれの論点についても杉田議員側にことごとく肩入れする、きわめて不当な判決だった。原告の方々は、この判決はどう受け入れられるものではなく、大阪高裁に控訴された。

この裁判に対して、学問の自由への攻撃、学術研究への権力の介入を許さないと、「国会議員の科研費介入とフェミニズムバッシングを許さない裁判支援の会」が立ち上げられ、私も、京都地裁への傍聴参加を重ねた。判決日には、傍聴券の抽選にもれたので、法廷外でハラハラしながら、判決を待った。

私も参加している「おんな・こどもをなめんなよ!の会」*では、判決後の6月2日に、～オンライン集会「フェミ科研費裁判」で私たちは何を問うたのか～を開催して、原告の方々の訴えを聞

き、大阪高裁段階に移った裁判支援への決意を共有した。原告4名の方々の報告をすべてここに紹介出来ないが、代表して、牟田和恵さんの判決批判の要旨をそのまま引用させていただくと、以下の通りである。

1) 歴史修正主義（歴史改ざん）に立つ判決
2) 学術研究の性格や研究者への無理解
3) 杉田議員の影響力、権力を無視：個人的な争いであるかのように矮小化
4) 事実認定の判断の恣意性、被告側への目に余る肩入れ

～これからは、原告らの科学研究に対する杉田議員の誹謗中傷についてと同時に、京都地裁判決のおかしさ・司法の偏向と闘っていくことになりませうと。

司法が、「慰安婦問題」について、安倍政権以来の「政府見解」の立場に立つことへの怒りとともに、司法への危機感が募る。そして、原告の方々の「研究と運動の架橋とネットワーキング」をめざす姿勢、「フェミニズム運動とジェンダー研究が相互作用をもちながら発展してきた」（古久保さくら意見書）という意見に対して、両者を分断し、対立させるような杉田議員の誹謗中傷を断じて許すことは出来ない。

この裁判は、フェミニズム運動・実践と理論研究の結合をめざす私たちの基本的立場に対する攻撃であり、原告支援を越えて、「我が事」として、裁判勝利のために、控訴審を闘いぬこう!と訴えたい。

フェミ科研費裁判支援の会 ホームページ
<http://kaken.fem.jp/>

*「おんな・こどもをなめんなよ!の会」：
2013年5月、橋下徹・当時大阪市長の慰安婦暴言に対して抗議と撤回を求めて立ちあがった女性たちのネットワークで、2016年にこの名称に改称。

（報告 伍賀偕子・元大阪総評オルグ）

編集委員会からのお願い

編集委員会では、これから『女性労働研究』第67号の編集作業に入ります。

研究会誌の企画、編集に関心をお持ちの方、来年度の編集委員あるいは編集スタッフとしてのご参加をお待ちしています。

【連絡先】

編集委員長・福島 2886azve@jcom.home.ne.jp
池田 rsb42435@nifty.com



第37回女性労働セミナー★オンラインを 9月24日(土)に開催します。

「新しい資本主義」とケアワーカー—女性の賃金の視点から—

とき:2022年9月24日(土)
13時~16時15分

ところ: オンライン開催
参加費: 無料(カンパ歓迎)
*必ず、
事前に申し込みをお願いします。
*詳しくは、
同封のチラシをご覧ください。

- ▶岸田首相の提唱する「新しい資本主義」に疑念が強まっています。
- ▶20年以上、賃金が上がらず、格差と貧困が拡大する社会のおかしさ、苦しさには多くの方は気づいています。とりわけ保育や介護などのケア労働を始めとした、女性に過大な負担を負わせています。低賃金は「自己責任」ではありません。
- ▶今、求められるのは、政府の政策や社会の仕組みを変えることではないでしょうか。
- ▶ケアワーカーの働き方と賃金を通じて、「新しい資本主義」の実像に迫ります。

【プログラム】

●基調報告① ジェンダー視点で斬る「新しい資本主義」

大沢 真理さん(東京大学名誉教授)

●基調報告② 介護労働者の賃上げと「新しい資本主義」

山根 純佳さん(実践女子大学人間社会学部教授/会員)

●現場から①

保育労働者の賃上げは国民的課題 澤村 直さん(全国福祉保育労働組合中央本部書記長)

●現場から②

ホームヘルパー崩壊の危機と賃上げの課題

伊藤みどりさん(ホームヘルパー国家賠償訴訟原告/介護福祉士/会員)

★コメンテーター: 後藤 道夫さん(都留文化大学名誉教授/会員)

女性の低賃金構造をどう見るか

★コーディネーター・コメンテーター: 竹信三恵子さん

(ジャーナリスト/和光大学名誉教授/女性労働問題研究会代表)

★総合司会: 金井 郁さん(埼玉大学人文社会科学部教授/会員)



★チラシを2部同封しますので、お知り合いのお声掛け用にご活用ください。

お・し・ら・せ & お・ね・が・い

- 今年の女性労働問題研究会総会は、昨年に引き続き「書面評決」で行います。議案は、9月上旬にはお手元に届くようにします。評決が確定する基準日は9月30日となります。
- 転勤や転居など住所が変わられた方、メールアドレスを変更された方は、事務局まで連絡ください。

2021年度 第1回企画編集委員会報告

2022年4月24日(日) 10時～12時オンライン、出席9人(福島・池田・伊藤・黒田・小林・首藤・鈴木・中野・鷺谷)、ホスト(小島)・サブホスト(小林)

1. 福島編集委員長から会誌第66号の編集を終えて気づいた点の指摘がなされた。韓国との共同シンポ報告掲載に当たっては手間取ることが多かった。編集委員会メンバーの仕事の区分確認・見直しが必要。編集者末松篤子さんの役割も確認する等。
2. 編集作業に関する意見・感想を集約した。自分が担当したもの以外の校正は難しい。校正時、各自の意見を共有できるシステムがあれば効率的に行える。全体の流れを知らせて欲しい等。一度、すいれん舎と話し合う必要がある。
3. 女性労働セミナーのテーマに関しては常任委員会から各自意見を提出したものがあり、その中から決めることにする。
4. 『女性労働研究』第67号企画について
主に書評・読書案内を討議、対象本の選定を行った。

(企画編集 池田資子)

2021年度 第2回企画編集委員会報告

6月14日(火) 19時～21時 オンライン
出席8人(福島・池田・伊藤・黒田・首藤・鈴木・中野・鷺谷)、欠席(小林)、オブザーバー参加(竹信) ホスト(小島)

1. 経過報告
 - ・5月24日、すいれん舎の高橋社長と面談(竹信・福島)
 - ・5月29日(日)、14時～16時
「研究例会1」開催 オンライン 参加者31人
「雇用における『結果の平等』と雇用・社会保障・税制改革～第五次男女共同参画基本計画に関連して～」
報告 清山玲さん(茨城大学教授・会員)
コメンテーター 金井郁さん
(埼玉大学教授・会員)

司会 中野恭子さん(会員)

2. 企画

2-1 研究例会2

7月31日(日) オンライン開催
「ケア労働者の賃上げ」は本当か?
～保育・介護の現場から～

報告 澤村直さん

(全国福祉保育労働組合中央本部書記長)
伊藤みどりさん(ホームヘルパー国家賠償
訴訟原告・介護福祉士・会員)

司会 竹信三恵子さん(ジャーナリスト・和光
大学名誉教授・女性労働問題研究会代表)

2-2 第37回女性労働セミナー 9月24日(土)

「新しい資本主義」とケアワーカー

報告

大沢真理さん(東京大学名誉教授)

山根純佳さん(実践女子大学教授・会員)

澤村直さん

(全国福祉保育労働組合中央本部書記長)
伊藤みどりさん(ホームヘルパー国家賠償
訴訟原告・介護福祉士・会員)

コメンテーター 後藤道夫さん

(都留文化大学名誉教授・会員)

コーディネーター/コメンテーター

竹信三恵子さん(ジャーナリスト・和光大学
名誉教授・女性労働問題研究会代表)

司会 金井郁さん(埼玉大学教授・会員)

3. 編集

- ・企画一覧表に基づき、執筆者への依頼が出来ていない項目について担当者を決めた。
- ・6月中に依頼を終わらせるようにする。6月末時点で、「トピックス」と「ニュースレター」以外は執筆者が決定・依頼済み。

(企画編集 池田資子)



『女性労働研究』をぜひ広めてください。

コロナの影響で学習会・勉強会などの機会が減り、会誌の販売が進んでいません。

会誌の販売にご協力いただける方の連絡をお待ちしています。会員の皆さまの取り扱いは、会員価格(2割引)となります。▼事務局まで連絡いただければお送りします。

電話 03-6267-4550 メール maf-ssww@mynavi.jp

2021年度 第3回常任委員会

2022年5月6日（金）14時～16時10分、オンライン開催。参加者4名（竹信・福島・小島・池田・加藤）。

議題

1. 総務・財政

- (1) 「女性労働通信」No.68は7月末に発行。
- (2) 購読会員＝伍賀惺子
- (3) 今後のスケジュール
会計報告の準備確認、総会での評決方法を検討

2. 企画編集

- ①すいれん舎との契約内容について青木書店との契約の違いを含め確認し、これまで通りの「包括契約」でよいのではないかということになった。5月24日に竹信・福島が社長と面談し、冊数等を含め、最終確認する。
- ②セミナーのテーマについて意見交換を行った。「新しい資本主義」とケアワーカーの低賃金が議論できるテーマとし、報告者を早めに依頼する。
- ③『女性労働研究』第67号の書評と読書案内は2021～2022年に出版されたものから選ぶ。
- ④5月29日（日）14：00～16：00開催の「研究会1」のコメンテーターとして金井郁さんの名前をHPの案内に追記する。

（総務財政 小島八重子）

2021年度 第2回常任拡大委員会報告

2022年6月1日（水）19時～20時30分、オンライン開催。10名（竹信・福島・小島・池田・加藤・首藤・鷺谷・伊藤・黒田・鈴木）が参加。概要は以下の通りである。

1. 総務財政報告＝第3回常任委員会（5/6）、すいれん舎社長との面談（5/24）、「研究例会1」（5/29）31名参加。
2. 企画編集報告＝すいれん舎社長との面談内容
 - (1) 会誌の発行部数を1000部とする。女性労働問題研究会に500部。書店以外に、全国の図書館、大学に販路を求めている。200部が残部となる。
 - (2) 会のHPに最新号の目次と、論文1本の一部を掲載して内容見本とすることを提案。
 - (3) 読書新聞の依頼を受け、『女性労働研究』第66号の紹介を掲載（竹信・福島＋清山さんに依頼）。
 - (4) 今後は、Zoomも活用し、出版社・編集委員の意見交換を行う。
 - (5) 「研究例会2」はオンラインで行う。日程調整と報告者との交渉は、池田が行う。
 - (6) 「女性労働セミナー」の報告者、『女性労働

研究』第67号執筆者についても打診中である。

議題

1. 総務財政

- (1) 「女性労働通信」No.68＝7月末発行（総会・セミナーのお知らせ）
- (2) 新入会員＝堀川祐里（新潟国際情報大学）
- (3) 今後のスケジュール
 - 1) 会計関係＝5月末で決算、会計監査を8月までに実施。
 - 2) 総会開催＝9月に実施。ハイブリッド開催を検討し、書面表決での実施とする。会員の声を広く集める必要性も確認。
 - 3) 総会議案の作成スケジュールの確認
 - ①常任委員会で執筆役割を分担する。原稿締切は7月末とする。
 - ②8月21日までに拡大常任委員会を開催する。9月上旬に会員に資料を送付する。

2. 企画編集

- (1) 『女性労働研究』第67号の企画内容について検討中である。トピックス、法廷から、マイストーリー、文化レビュー、ニュースレターの執筆者候補、書評・読書案内の候補作を絞り、打診していく。
- (2) 字数と編集日程の細部は、企画編集委員会で詰める。締切は9月末か遅くとも10月末とする。
- (3) 「研究例会2」の日程と開催方式について
テーマ・報告者、日程についてのアナウンスは「通信」No.68では間に合わないため、別便にて会員にアナウンスする。
→7月31日（土）14：00～16：00に決定
＜申し込み締切、7月26日（火）＞

3. 『女性労働研究』の広報・販路拡大について

- (1) ①HPに会誌論文の一部を掲載する。
②66号は竹信三恵子論文の3分の1を掲載する。
- (2) 66号の販売を促進する。
 - ・総務財政（小島副代表）預かり分は200冊で、現在90冊の在庫がある。竹信代表が先日の集会で10冊販売したと報告。
 - ・今後は会員の皆さんに販売をお願いする。メーリングリストで依頼する。

4. 「第37回女性労働セミナー」の日程・企画
6月中に、テーマと人選を確定し、会場等を手配することが確認された。

（総務財政
小島八重子）

